

1 薬事監視等の年次別推移（平成22年度～平成26年度）＜出典：衛生行政報告＞

（１）許可（届出）施設数、立入検査施行施設数、違反発見施設数

項 目	年 次	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
許可（届出）施設数		593,608	622,538	630,757	637,106	661,075
立入検査施行施設数		217,842	211,432	208,256	186,727	191,009
違反発見施設数		11,066	9,980	10,277	9,372	9,405

（２）違反発見件数

項 目	年 次	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
無許可・無届業		229	252	428	281	310
無承認品		142	273	147	255	132
不良品		89	122	123	261	73
不正表示品		211	269	1,419	338	245
虚偽・誇大広告等		763	820	701	623	584
毒劇薬の譲渡等		163	128	48	58	41
毒劇薬の貯蔵陳列		828	997	878	777	637
処方せん医薬品の譲渡記録等		92	89	78	61	49
制限品目の販売		76	92	51	33	48
構造設備の不備		1,325	1,234	1,258	1,214	1,026
販売体制等の不備		2,036	2,115	2,958	2,269	2,378
郵便等販売に係る違反		78	87	69	21	576
医薬品販売業者の管理者に係る違反		2,036	2,345	2,328	2,208	2,313
製造販売後安全管理の不備		22	9	15	8	19
品質管理の不備		40	31	41	23	20
指定薬物の製造		－	－	－	－	－
指定薬物の輸入		－	－	－	－	－
指定薬物の販売・授与等		－	28	24	35	19
指定薬物の広告		－	17	7	11	1
その他		8,511	7,395	7,381	6,507	6,803
計		16,641	16,303	17,954	14,983	15,274

（３）処分件数等

処分内容等	年 次	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
処 分 件 数 等	許可取消・業務停止	6	18	13	3	2
	改善命令等	4	4	17	14	22
	検査命令等	2	－	－	－	2
	廃棄等	4	5	－	1	3
	その他	3,208	2,631	2,758	1,957	1,853
	計	3,224	2,658	2,788	1,975	1,882
告発件数		－	－	－	2	－

(4) 平成26年度業種別薬事監視状況

(平成26年4月～平成27年3月末)

			許可・届出施設数 年度末現在	立入検査施行施設数 年度中	違反発見施設数 年度中	郵便等販売届出施設数 年度末現在	違反発見件数(年度中)																						
							無許可・無届業	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	処方せん医薬品記録等	制限品目の販売	構造設備の不備	販売体制等の不備	郵便等販売に係る違反	医薬品販売者に係る違反	製造販売安全後管理の不備	品質管理の不備	指定薬物の製造	指定薬物の輸入	指定薬物販売・授与等	指定薬物の広告	その他	計		
総数			661,075	191,009	9,405	9,142	310	132	73	245	584	41	637	49	48	1,026	2,378	576	2,313	19	20	-	-	19	1	6,803	15,274		
医薬品	製薬 産業	薬局	57,784	26,640	4,337	4,850	・	11	12	27	121	36	484	47	5	660	1,539	254	1,385	・	・	・	・	・	・	3,071	7,652		
		大臣許可分	81	96	-	・	-	・	-	・	-	-	・	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	-		
		知事許可分	2,228	1,572	59	・	10	・	2	・	6	-	-	・	・	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	48	67		
	薬局		6,701	2,806	61	・	2	・	1	・	-	1	-	-	・	23	・	・	・	・	・	・	・	・	・	34	61		
	製販 売 造業	第 1 種	273	131	12	・	3	4	2	12	-	-	-	・	-	-	・	・	・	・	-	-	・	・	・	・	4	25	
		第 2 種	932	413	24	・	7	7	6	5	6	-	-	・	-	-	・	・	・	・	3	6	・	・	・	・	4	44	
		薬局	6,701	2,759	58	・	2	14	2	9	-	1	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	46	74	
	品	店舗販売業		25,259	11,618	2,223	4,222	39	31	9	13	270	2	3	1	22	200	829	321	660	・	・	・	・	・	・	1,405	3,805	
		卸売販売業		13,980	3,593	265	・	・	-	-	-	1	1	17	1	2	22	・	・	255	・	・	・	・	・	・	・	151	450
		薬種商販売業		259	83	11	70	・	-	-	-	1	-	1	-	-	1	2	1	3	・	・	・	・	・	・	・	8	17
		特例販売業		1,418	349	50	・	・	1	1	-	1	-	-	・	19	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	30	52
		配 置	販売業	7,845	221	33	・	・	-	-	-	-	・	・	・	-	・	8	・	8	・	・	・	・	・	・	・	21	37
			従事者	17,065	195	3	・	37	-	-	-	-	・	・	・	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	2	39
		業務上取り扱う施設		・	7,366	340	・	・	22	8	2	52	・	132	・	・	・	・	・	2	・	・	・	・	・	・	・	141	359
医薬部外品	製 造 業		1,727	599	14	・	2	・	-	・	1	・	・	・	・	2	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	10	15	
	製 造 販 売 業		1,390	433	14	・	4	2	3	6	3	・	・	・	・	・	・	・	・	4	5	・	・	・	・	・	-	27	
	販 売 業		・	18,694	31	・	・	-	-	2	5	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	25	32	
	業務上取り扱う施設		・	4,723	3	・	・	-	-	-	3	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	3	
粧 品	製 造 業		3,477	948	30	・	16	・	3	・	1	・	・	・	・	2	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	14	36	
	製 造 販 売 業		3,624	944	59	・	9	4	8	104	10	・	・	・	・	・	・	・	・	11	7	・	・	・	・	・	4	157	
	販 売 業		・	17,386	33	・	・	19	-	2	18	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	17	56	
	業務上取り扱う施設		・	4,221	27	・	・	6	-	2	20	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	28	
医療機器	製 造 業	大臣許可分	・	-	-	・	-	・	-	・	-	・	・	・	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	-	
		知事許可分	3,880	1,352	12	・	5	・	2	・	-	・	・	・	・	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	5	12	
	修 理 業	大臣許可分	-	-	-	・	-	・	-	・	-	・	・	・	・	・	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	-	
		知事許可分	6,566	2,054	51	・	1	・	-	・	-	・	・	・	・	・	5	・	・	・	・	・	・	・	・	・	51	57	
	製 販 売 造業	第 1 種	661	593	24	・	-	3	13	10	1	・	・	・	・	・	-	・	・	・	-	1	・	・	・	・	9	37	
		第 2 種	1,017	441	15	・	8	4	1	-	4	・	・	・	・	・	-	・	・	・	1	1	・	・	・	・	6	25	
		第 3 種	904	312	6	・	-	-	-	-	3	-	・	・	・	・	・	-	・	・	・	-	-	・	・	・	・	4	7
	機 器	販 売 業	高度管理医療機器等	61,240	17,609	867	・	39	-	-	35	27	・	・	・	・	66	・	・	・	・	・	・	・	・	・	968	1,135	
			管理医療機器	319,208	27,084	291	・	108	-	-	2	17	・	・	・	・	・	12	・	・	・	・	・	・	・	・	250	389	
			一般医療機器	・	6,282	4	・	・	-	-	-	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	3	4
	器	貸 貸 業	高度管理医療機器等	34,276	7,862	327	・	8	-	-	11	6	・	・	・	・	26	・	・	・	・	・	・	・	・	・	392	443	
			管理医療機器	82,579	12,414	72	・	10	-	-	-	1	・	・	・	・	・	6	・	・	・	・	・	・	・	・	・	61	78
			一般医療機器	・	4,411	-	・	・	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	-
業務上取り扱う施設		・	3,734	31	・	・	4	-	-	8	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	19	31			
指定薬物を取り扱う施設			・	1,071	18	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	-	-	19	1	-	20			

注1) 平成26年度衛生行政報告例による

			（年度中）					告発件数 年度中	
			処分 許可取消・業務停止	件数 改善命令等	検査命令等 廃棄等	その他	計		
総数			2	22	2	3	1,853	1,882	-
医薬品	薬局		-	13	-	1	672	686	-
	製薬 企業	大臣許可可分	・	-	-	-	-	-	-
		知事許可可分	1	-	-	-	15	16	-
	薬局		-	-	-	-	4	4	-
	製薬 企業	第1種	1	1	-	-	9	11	-
		第2種	-	-	-	-	16	16	-
		薬局	-	・	-	-	8	8	-
	店舗販売業		-	4	-	-	397	401	-
	卸売販売業		-	-	-	-	57	57	-
	薬種商販売業		-	-	-	-	5	5	-
特例販売業		-	-	-	-	12	12	-	
配 置	販売業	-	-	-	-	9	9	-	
	従事者	-	・	-	-	40	40	-	
業務上取り扱う施設		・	・	-	-	122	122	-	
医薬部外品	製造業		-	-	-	-	9	9	-
	製造販売業		-	-	-	-	15	15	-
	販売業		・	・	-	-	3	3	-
	業務上取り扱う施設		・	・	-	-	3	3	-
化粧品	製造業		-	2	-	-	18	20	-
	製造販売業		-	2	-	-	43	45	-
	販売業		・	・	-	-	18	18	-
	業務上取り扱う施設		・	・	-	-	14	14	-
医療機器	製造業	大臣許可可分	・	-	-	-	-	-	-
		知事許可可分	-	-	-	-	13	13	-
	修理業	大臣許可可分	・	-	-	-	-	-	-
		知事許可可分	-	-	-	-	30	30	-
製薬 企業	第1種	-	-	-	-	23	23	-	
	第2種	-	-	-	-	16	16	-	
	第3種	-	-	-	-	6	6	-	
医療機器	販売業	高度管理医療機器等	-	-	2	-	108	110	-
		管理医療機器	-	-	-	1	94	95	-
		一般医療機器	・	・	-	-	2	2	-
	賃貸業	高度管理医療機器等	-	-	-	-	30	30	-
		管理医療機器	-	-	-	1	15	16	-
		一般医療機器	・	・	-	-	-	-	-
業務上取り扱う施設		・	・	-	-	7	7	-	
指定薬物を取り扱う施設		・	・	-	-	20	20	-	

注1) 平成25年度衛生行政報告例による

2 無許可医薬品等発見数

① 監視指導・麻薬対策課に報告された無許可医薬品等発見報告品目数は、次のとおりである。

種 類 \ 年度	2 1 年	2 2 年	2 3 年	2 4 年	2 5 年	2 6 年
1. 医 薬 品 (内 健康食品関係)	5 0 8 (4 0 8)	4 2 6 (3 2 2)	2 8 0 (2 0 4)	3 4 7 (2 0 9)	2 6 6 (6 8)	3 3 5 (1 8 1)
2. 医薬部外品	8	1 5	5	2 0	1 5	1 9
3. 化 粧 品	3 4	5 0	4 1	9 2	1 0 4	7 4
4. 医 療 機 器	1 7	1 1 0	8 7	1 8 7	1 7 5	1 6 9
合 計	5 7 4	6 0 1	4 1 3	6 4 6	5 6 0	5 9 7

② いわゆる健康食品関連の違反内容別件数

監視指導・麻薬対策課に報告されたもので措置が済んだ違反内容別件数は、次のとおりである。

ア 内容別違反件数（重複あり）

違 反 内 容	2 3 年	2 4 年	2 5 年	2 6 年
薬効標ぼう	1 9 8	1 9 4	1 4 2	1 7 6
医薬品の形状	0	0	0	0
医薬品の用量用法	0	0	0	0
専ら医薬品成分含有	6	1 5	3	5

イ 条文別違反件数（重複あり）

違 反 条 文	2 3 年	2 4 年	2 5 年	2 6 年
第 1 2 条（製造販売業の許可）	1	3	1 1	1
第 1 3 条（製造業の許可）	2	2	9	0
第 1 4 条（製造販売承認）	1	1	5	1
第 2 4 条（医薬品販売業の許可）	0	0	1	0
第 5 5 条（販売・授与等の禁止）	3 5	3 6	5 3	1 5
第 6 8 条（承認前の医薬品等の広告の禁止）	1 7 5	1 7 7	1 7 7	1 7 4

3. 医薬品等の回収件数

○回収件数年次推移

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度
	計 製造 輸入										
医薬品	199 172 27	416	184	162	153	183	146	166	129	150	103
医療 機器	370 195 175	322	365	360	396	373	396	408	386	405	365
医薬 部外品	15 14 1	9	23	28	29	19	11	19	8	21	17
化粧品	60 28 32	62	103	100	92	83	91	75	74	75	81
計	644 409 235	809	675	650	670	658	644	668	597	651	566

○平成 26 年度医薬品等の回収件数及びクラス分類

	クラスⅠ	クラスⅡ	クラスⅢ	総計
医薬品	20 ^{*1}	65	18	103
医療機器	1	329 ^{*2}	35	365
医薬部外品	0	10	7	17
化粧品	0	58	23	81
計	21	462	83	566

*1… 医薬品のクラスⅠ回収20件は、全てロットを構成しない医薬品であって同種他製品に不良が及ばず、かつ、当該医薬品が他者に使用されないことが確実なもの（血液製剤の献血後情報等に基づく投与前の事前回収）。

*2… 「薬事法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第84号）における経過措置対象である医療機器プログラムのクラスⅡ回収1件を含む。

4. 麻薬・覚醒剤事犯等の推移

(1) 法令別検挙人員(人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
麻薬及び向精神薬取締法	375	346	341	540	452
うちヘロイン	22	19	30	20	7
うちコカイン	112	99	66	48	66
うちMDMA等錠剤型合成麻薬	93	86	40	22	35
あへん法	23	12	6	9	24
大麻取締法	2,367	1,759	1,692	1,616	1,813
覚せい剤取締法	12,200	12,083	11,842	11,127	11,148
合計	14,965	14,200	13,881	13,292	13,437

注1)内閣府集計資料による

注2)網掛け数値は厚労省集計

(2) 主な薬物の押収量(kg)但し、MDMA等錠剤型合成麻薬は(錠)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
ヘロイン	0.3	3.6	0.1	3.8	0.0
コカイン	7.2	28.8	6.9	124.1	2.3
あへん	3.7	7.6	0.2	0.2	0.2
乾燥大麻 (大麻たばこを含む)	181.7	141.1	332.8	198	166.6
大麻樹脂	13.9	28.4	42.5	1.2	36.7
覚醒剤	310.7	350.9	466.6	846.5	570.2
MDMA等錠剤型合成麻薬	18,246	27,187	3,708	2,147	608

注)内閣府の統計資料による

(3)覚醒剤事犯における未成年者検挙者等の推移(人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
検挙者総数	12,200	12,083	11,842	11,127	11,148
うち未成年者	228	185	148	125	94
うち未成年者中学生	7	4	3	1	2
うち高校生	30	25	22	15	12
うち大学生	24	21	25	22	11
うち暴力団関係者	6,361	6,594	6,421	6,112	6,066
比率	52.1%	54.6%	54.2%	54.9	54.4
うち再犯者	7,206	7,152	7,232	6,989	7,190
比率	59.1%	59.2%	61.1%	62.8%	64.5%

注1)内閣府の統計資料による

注2)網掛け数値は厚労省集計

(4)大麻事犯における未成年検挙者等の推移(人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
検挙者数	2,367	1,759	1,692	1,616	1,813
うち20歳代	1,232	844	742	651	665
うち未成年者	164	82	67	61	80
うち中学生	11	1	0	0	3
うち高校生	18	15	18	10	18
うち大学生	52	27	25	23	27
うち栽培事犯	171	118	128	98	118

注1)内閣府の統計資料による

注2)網掛け数値は厚労省集計

5. 啓発活動の状況

(1) 薬物乱用防止啓発訪問事業の推移

年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度 (4 月～12 月)
訪問先(カ所)	1,350	1,352	1,276	1,200	1,094	432	308
うち小学校	915	932	930	884	819	179	96
うち中学校	251	236	187	179	147	142	117
うち高校	28	41	19	24	21	50	62
その他	156	143	140	113	107	61	33
参加者数(人)	195,726	174,611	145,681	124,132	128,811	106,798	77,430
SNS による閲覧者数(人)	—	—	—	—	—	595,340	532,036
イベント訪問(人)	—	—	—	—	—	51,358	49,140

※ 平成 26 年度より、キャラバンカーを使用せず、専門講師を派遣して講義等を実施。

補完事業として、SNS（公式 Facebook 及び公式 Twitter）にて、薬物乱用防止に関する情報を発信。

※ 平成 27 年度の数値は、未確定値。

(2) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動ヤング街頭キャンペーン実施状況の推移

年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
実施日	6 月 27、28 日	6 月 26、27 日	6 月 25、26 日	6 月 23、24 日	6 月 22、23 日	6 月 21、22 日	6 月 27、28 日
カ所数(カ所)	510	530	520	570	560	570	560
参加人数(人数)	27,400	27,200	25,700	29,800	27,900	28,400	27,600

※一部未集計地域あり

(3) 平成 27 年度麻薬・覚醒剤乱用防止運動地区大会開催状況

地区名	開催日	開催場所	参加人数
北海道・東北地区	10 月 7 日(水)	北海道 千歳市民文化センター大ホール	約 700 人
関東信越地区	11 月 20 日(金)	神奈川県 神奈川県民ホール	約 220 人
東海北陸地区	11 月 1 日(日)	岐阜県 羽島市文化センター	約 550 人
近畿地区	11 月 23 日(月)	京都府 シルクホール	約 450 人
中国・四国地区	11 月 25 日(水)	徳島県 あわぎんホール	約 470 人
九州地区	11 月 7 日(土)	宮崎県 宮崎市民プラザオルブライトホール	約 400 人

(4) 保健所等薬物相談窓口における相談件数の推移

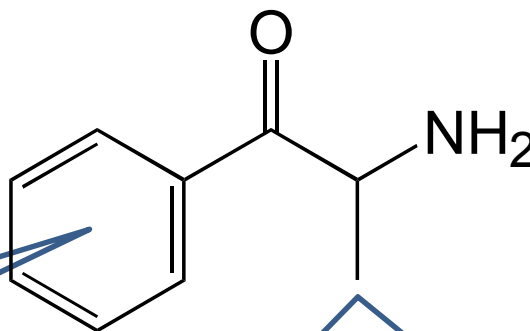
年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
相談件数(件)	11,130	11,652	10,405	15,553	18,131	18,957	22,110
うち保健所	7,430	7,685	6,931	10,374	11,692	10,689	12,217
うち精神保健福祉センター	3,700	3,967	3,474	5,179	6,439	8,268	9,893

6 平成27年度 新たに指定薬物に個別指定した37物質（H28.1.21指定分まで）

物質名	通称
4—アセトキシ—N—エチル—N—メチルトリプタミン及びその塩類	4-AcO-MET
4—アセトキシ—N, N—ジアリルトリプタミン及びその塩類	4-AcO-DALT
4—アセトキシ—N, N—ジエチルトリプタミン及びその塩類	4-AcO-DET
4—アセトキシ—N, N—ジメチルトリプタミン及びその塩類	4-AcO-DMT
N—(1—アミノ—1—オキソ—3—フェニルプロパン—2—イル)—1—(4—フルオロベンジル)—1H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類	FU-PX-2
N—(1—アミノ—3—メチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—(2—フルオロベンジル)—1H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類	AB-FUBINACA 2-fluorobenzyl isomer
2—(4—エチル—2, 5—ジメトキシフェニル)—N—(2—メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類	25E-NBOMe
2—(4—クロロ—2, 5—ジメトキシフェニル)—N—(3, 4, 5—トリメトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類	30C-NBOMe
2—[(4—クロロ—2, 5—ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類	25C-NBOH
3—ジエチルアミノ—2, 2—ジメチルプロピル=4—アミノベンゾアート及びその塩類	Dimethocaine
1—(2, 3—ジヒドロベンゾフラン—6—イル)プロパン—2—アミン及びその塩類	6-APDB
1—(2, 3—ジヒドロベンゾフラン—5—イル)—N—メチルプロパン—2—アミン及びその塩類	5-MAPDB
1—[(2, 2—ジフルオロベンゾ[d][1, 3]ジオキソール—5—イル)メチル]ピペラジン及びその塩類	DF-MDBP
2—(2, 5—ジメトキシ—4—メチルフェニル)エタンアミン及びその塩類	2C-D
2—(ナフタレン—2—イル)—2—(ピペリジン—2—イル)酢酸メチルエステル及びその塩類	Methylnaphthidate、 HDMP-28
2—[[ビス(4—フルオロフェニル)メチル]スルフィニル]—N—メチルアセトアミド及びその塩類	Modafendz、 N-Methyl-4,4-difluoro-modafinil
2—(ピロリジン—1—イル)—1—(5, 6, 7, 8—テトラヒドロナフタレン—2—イル)ペンタン—1—オン及びその塩類	TH-PVP
2—フェニル—2—(ピペリジン—2—イル)酢酸イソプロピルエステル及びその塩類	Isopropylphenidate
N—(4—フルオロフェニル)—N—[1—(2—フェネチル)ピペリジン—4—イル]ブタナミド及びその塩類	4-FBF、 para-Fluorobutyrylfentanyl
2—(3—フルオロフェニル)—3—メチルモルフォリン及びその塩類	3-Fluorophenmetrazine、 3-FPM
[1—(4—フルオロベンジル)—1H—インドール—3—イル](ナフタレン—1—イル)メタノン及びその塩類	FUB-JWH-018
1—(4—フルオロベンジル)—N—(ナフタレン—1—イル)—1H—インドール—3—カルボキサミド及びその塩類	FDU-NNE1
N—(2—フルオロベンジル)—2—(4—ヨード—2, 5—ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類	25I-NBF
1—(5—フルオロペンチル)—N—(2—フェニルプロパン—2—イル)—1H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-5F-PINACA
1—(5—フルオロペンチル)—N—(2—フェニルプロパン—2—イル)—1H—インドール—3—カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-5F-PICA
1—(8—ブロモベンゾ[1, 2-b:4, 5-b']ジフラン—4—イル)プロパン—2—アミン及びその塩類	Bromo-DragonFLY
1—(ベンゾフラン—5—イル)プロパン—2—アミン及びその塩類	5-APB
1—ベンチル—N—(2—フェニルプロパン—2—イル)—1H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-PINACA
1—ベンチル—N—(2—フェニルプロパン—2—イル)—1H—インドール—3—カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-PICA
2—[(メチルアミノ)メチル]—3, 4—ジヒドロナフタレン—1(2H)—オン及びその塩類	Meph tetramine
N—メチル—1—(ナフタレン—2—イル)プロパン—2—アミン及びその塩類	Methamnetamine
3—メチル—2—(4—メチルフェニル)モルフォリン及びその塩類	Mephenmetrazine
1—メトキシ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル=1—(シクロヘキシルメチル)—1H—インダゾール—3—カルボキサレート及びその塩類	MO-CHMINACA
4—[1—(3—メトキシフェニル)シクロヘキシル]モルフォリン及びその塩類	3-MeO-PCMo
3—[2—(2—メトキシベンジルアミノ)エチル]キナゾリン—2, 4(1H, 3H)—ジオン及びその塩類	RH-34
5—メトキシ—2—メチル—N, N—ジメチルトリプタミン及びその塩類	5-MeO-2-TMT
2—(4—ヨード—2, 5—ジメトキシフェニル)—N—(3, 4—メチレンジオキシベンジル)エタンアミン及びその塩類	25I-NB34MD

包括指定の範囲を拡張(平成27年5月1日指定)

基本骨格: カチノン(2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オン)



① 8種類の置換基のいずれかが結合する場合(23パターン)と、置換基が結合しない場合(計24パターン)
例: メチル基($-\text{CH}_3$)、塩素等

② メチル基($-\text{CH}_3$)又はエチル基($-\text{C}_2\text{H}_5$)が結合する場合と、置換基が結合しない場合(計3パターン)

③ 6種類の置換基のいずれかが結合する場合と、置換基が結合しない場合(計7パターン)
例: メチルアミノ基($-\text{NHCH}_3$)等

平成25年12月13日 495物質 指定(うち1物質が麻薬に指定され、494物質)

拡張

②の箇所の置換基として、プロピル基($-\text{C}_3\text{H}_7$)、ブチル基($-\text{C}_4\text{H}_9$)、ペンチル基($-\text{C}_5\text{H}_{11}$)、ヘキシル基($-\text{C}_6\text{H}_{13}$)、ヘプチル基($-\text{C}_7\text{H}_{15}$)を追加(計5パターン)

平成27年5月1日 範囲拡張により新たに827物質を指定